

## 令和 5 年度 地域学校協働活動 事業計画

## 「地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える～支援から協働へ～」

ーコミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的推進ー

清須市地域学校協働本部

**1 はじめに**

未来を担う子どもたちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行う体制を構築することが必要です。そのため、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」と幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動「地域学校協働活動」を一体的に推進します。

本市は、平成 20(2008)年度より「学校支援地域本部」を設置し、この学校支援地域本部をベースに、学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築しています。

「地域学校協働本部」への移行 2 年目となる今年度は、社会教育法第 9 条の 7 に規定する「地域学校協働活動推進員」を 24 名配置し、地域学校協働活動の理念の下、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取り組みができるよう、より幅広い地域住民等の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な取り組みを実施できるような体制を整えていきたいと考えています。

**2 本市における取り組み**

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められています。

このような状況のなかで、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校・家庭・地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。

このため平成 18(2006)年に改正された教育基本法には、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設されました。また、平成 20(2008)年 2 月の中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)」では、社会全体の教育力を向上させることが必要であり、共同、共生、共育の視点が大切であるとの提言がなされています。

学校支援地域本部事業は、こうした流れを具現化するものであり、学校を支援すると同時に地域の教育力を向上させ地域を活性化するため、地域の窓口役として地域コーディネーターを配置し、その調整により、学校の教育活動について地域の方々にボランティアとして協力していただく仕組みづくりを進める取組として、平成 20 年度から実施されました。

文部科学省の委託を受け、愛知県内でも、学校支援地域本部事業の先駆ける存在となったのが、西枇杷島地区(西枇杷島中学校、西枇杷島小学校、古城小学校)をモデル事業として、スタートさせた本市の取り組みの始まりです。

平成 21(2009)年度には、2 名の地域コーディネーターを設置し、平成 22(2010)年度からは、読み聞かせボランティア養成講座を定期的で開催する等、ボランティアの育成にも取り組み始めました。

平成 23(2011)年度からは、地域コーディネーターの発掘とともに、清洲東小学校、春日小学校。平成 24(2012)年度から、清洲中学校、星の宮小学校。平成 25(2013)年度から、清洲小学校、新川小学校。平成 26(2014)年度から、新川中学校。平成 27(2015)年度から、春日中学校、桃栄小学校。と、地道に活動を広げ、現在では、市内全ての小中学校で活動しています。その活動内容が他の規範と認められるとの評価を受け、平成 29(2017)年 12 月に、「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣賞の表彰を受け、これまでの実績に高い評価をいただきました。

平成 30(2018)年 7 月には、西枇杷島中学校が、安心・安全な学校づくりを推進している功績を評価され、「内閣総理大臣賞」を受賞しました。これは、西枇杷島中学校が、学校支援地域本部事業とともに、防災教育に力を入れ、家庭や関係機関との連携を継続的に行うことで、地域に貢献する人づくりを目指しており、安全教育の推進に寄与していることへの評価です。

平成 27(2015)年 12 月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」がとりまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との共同体の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言されています。

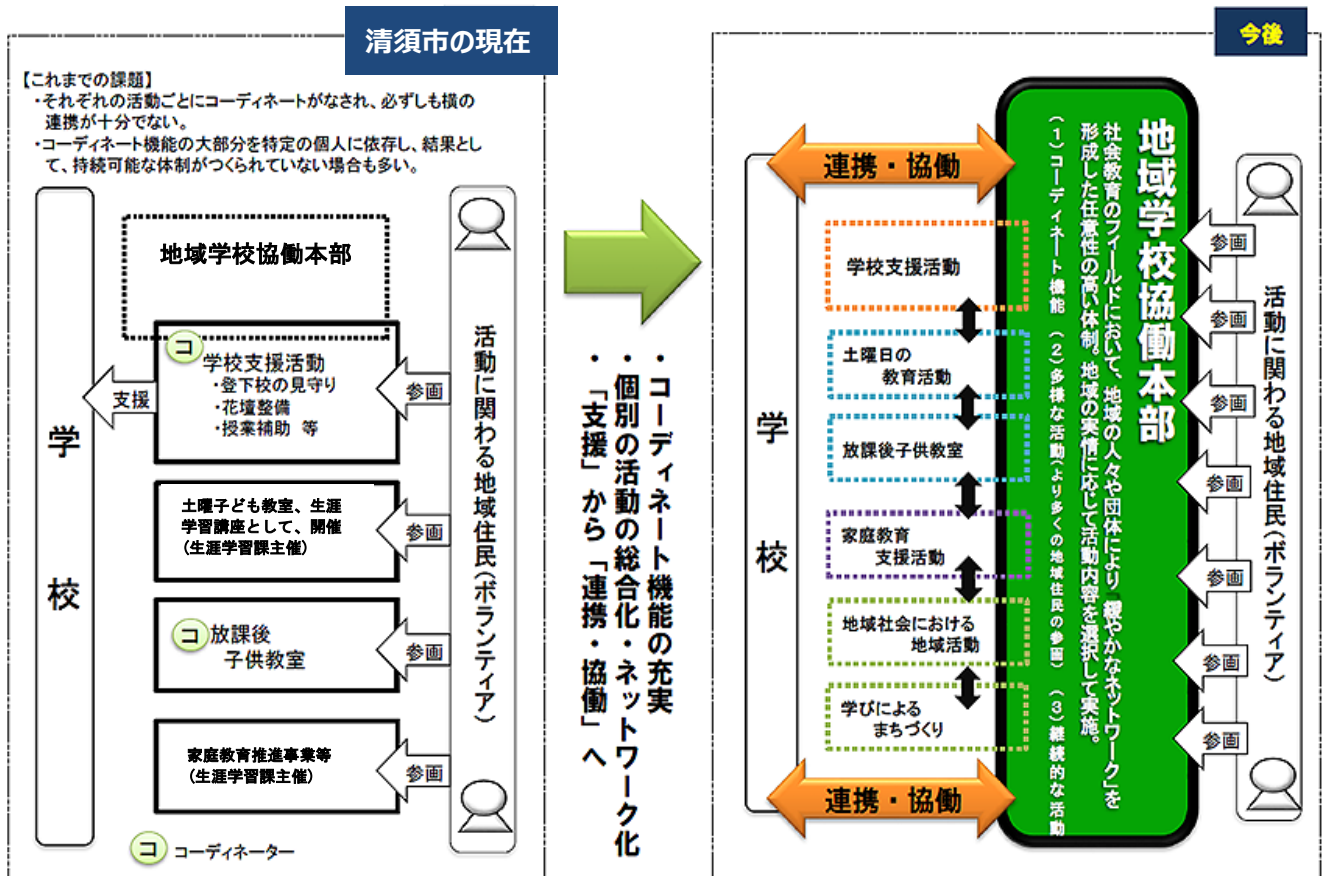
また、この方策の中で、統括コーディネーターを配置し、コーディネーター同士のネットワークを推進している本市の取り組みが、先進事例として、紹介されています。

平成 29(2017)年には、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置が努力義務となり、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法も改正されました。これにより、本市においても、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向けて、動き出すこととなりました。

### 清須市の現在の状況

- ① 学校支援活動…学校支援地域本部 14 年間の実績が、地域学校協働本部に引き継がれ、統括的な地域学校協働活動推進員を含む地域学校協働活動推進員 24 名が、12 小中学校すべてに配置され、学校支援ボランティア登録者も 300 名を超え、着実に学校支援活動をおこなっている。
- ② 土曜日の教育活動…土曜子ども教室、生涯学習講座として、開催している。
- ③ 放課後子ども教室…全 8 小学校にて実施。各教室に、コーディネーター、支援員が配置されている。
- ④ 家庭教育支援活動…家庭教育推進連絡協議会の開催、尾張地区家庭教育推進運営協議会、親子ふれあい広場(子育てネットワークerふわふわへ委託)、家庭教育推進事業(小学校 8 校及び家庭教育支援チーム「チームMOMO」へ委託)、家庭の日事業等。

### 今後の地域における学校との協働体制(地域学校協働本部)の在り方 ~目指すべきイメージ~



### 3 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

地域学校協働本部とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、平成 27(2015)年の中央教育審議会の答申で提言されたものです。

従来の個別の活動を、総合化・ネットワーク化し、組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要です。このためには、活動に関わる地域住民や学校が、どのような将来構想のもとにそれぞれの活動を実施しているのかを把握し、総合的な視点による活動を推進することが大切です。

新しい時代に対応できる学びをより一層進化させる必要があります。将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、地域学校協働活動が推進されることが求められています。これからの未来を生きる子どもたちには自らの人生を切り拓いていく逞しさ、その基盤ともいえる知恵や体力、人間性といった資質・能力を幼児期から義務教育段階をとおして身に付けていかななくてはなりません。そして、やがて自立したひとりの人間として心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び続けるとともに地域社会には主体的に関わり、多様な人たちと協働しながら将来を創り出していく人づくりが、ますます必要となります。

#### (1) 連携協力体制の整備

・社会教育法第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項では、教育委員会は地域住民等と学校との連携協力体制を整備することについて規定しています。

・地域学校協働活動の推進には、教育委員会において社会教育や生涯学習を担当する生涯学習課と学校教育を担当する学校教育課の連携・協働が大切です。

・地域学校協働活動の実施に当たって、教育委員会において、社会教育法第 9 条の 7 に規定する「地域学校協働活動推進員」や、活動に参画する地域ボランティアの身分、権限、責任、役割分担等について明確にしておくことが重要です。その上で、これらの者に適切な人材を得られるよう、人材の発掘や選任の方法や、事前説明、研修等の仕組みを整備しておくことも大切です。現在活動している地域コーディネーターを中心に、さらなる機能強化と、中長期的な視点に立って、新たな形での配置を検討していきます。

#### (2) 地域と学校における将来構想（ビジョン）の共有、目標設定及び計画の策定

・将来構想の共有・目標の設定

地域学校協働活動の推進においては、具体的な体制整備や普及啓発に取り組むことが必要ですが、本市における地域づくりや教育政策の方針等を踏まえ、どのような地域を創っていくのか、そのために地域でどのように子どもを育てていくのかという将来構想（ビジョン）を検討し、明確にすることも重要です。清須市のまちづくりの基本理念・・・「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」を掲げ、教育のみならず地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する幅広い部局で検討し共有することが期待されます。

#### (3) 地域の特色をふまえた計画の策定

・将来構想・目標の達成に向けて、教育委員会は、地域における地域学校協働活動の推進のために取り組むべき施策についての計画（推進計画）を策定し、関係者で共有することが効果的です。この推進計画で目標を達成するために、どれくらいの期間でどのような施策や取組を行うのかを具体的に示すとともに、特に重点的に行うべき施策等を示すこと等の工夫が考えられます。

#### (4) 活動場所の確保

・地域学校協働本部による活動を継続的・効果的に行うためには、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターや地域ボランティア等の打合せのための事務・作業スペースをできるだけ確保することが望まれます。恒常的に推進員や地域ボランティアが集まることのできる場があることにより、人や情報が集まりやすくなり、地域連携担当の教職員と推進員の連絡・調整の円滑化にも寄与することが期待されます。

また、「子どもの第三の居場所」として、行政、NPO、市民、企業、研究者の方々と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる」社会を目指すことができます。

地域の方が気軽に立ち寄れる居場所を作り、子どもたちが多世代と関わることで、人と接する力や自己肯定感を高めます。また、地域の人々の繋がりを深め、課題がある子どもの早期発見、見守りを行うことができます。子どもたちに、より多くの体験機会を提供するため、地域の既存



の建物を使ったり、元教員による学習支援や、学生・高齢者ボランティア、地元の企業の協力を得る等、地域資源を有効活用することにより、地域密着型を目指します。

現在、西枇杷島会館1階にて、会議室を確保していますが、地域学校協働本部の発展のためには、機能的な場所の確保が、今後の課題となります。

#### (5) 放課後子ども教室について

・本市においては、全小学校において放課後子ども教室が実施されていますが、今後は、地域住民等との連携・協働を促進し、地域における地域学校協働活動の目標や計画を踏まえて、学習・体験プログラムを実施していくことが重要です。伝統文化体験や郷土学習、昔遊び等を取り入れたり、子どもの教育にとって重要な体験プログラムや学習支援等の充実を図っていくこと等が考えられます。

・政府では、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえつつ、共働き家庭の子どもたちを対象とした放課後児童クラブ（学童）と放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子どもたちの放課後の学習・体験活動を充実する等、総合的な放課後対策を推進しています。教育委員会は、政府の政策動向にも留意しつつ、各種補助制度等も適宜活用して、放課後児童クラブを所管している子育て支援課と連携・協働し、放課後等の学習・体験支援活動のプログラムの企画段階から放課後児童クラブの関係者と連携して、充実した体験・活動プログラムを企画し、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができるような連携方法を検討・実施していくことが期待されます。

・本市においては、学校がある日は、放課後子ども教室へ、夏休み等の長期休日は、放課後児童クラブ（学童）を、利用する子どもも、少なからずいます。両方を使い分けることは、大人の観点からは、とても良い方法であると考えられる一方、低学年の子どもたちにとっては、とまどうことも多く、安心・安定な居場所づくりとは、言い難い状況です。

放課後児童クラブ（学童）は、児童福祉法をもとに①小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業となっています。

核家族化の進行と、就業に関する考え方や労働環境の変化に伴い、今では、共働きはごく普通のライフスタイルです。平成7（1995）年には、「共働き世帯」と「専業主婦世帯」が、約900万世帯の同数だった頃より、「共働き世帯」は増加をたどる一方、「専業主婦世帯」は減少となり、厚生労働省の国民生活基礎調査によると令和3（2021）年では、「共働き世帯」は1,177万世帯、「専業主婦世帯」は458万世帯となりました。特に「子どもがいる共働き世帯」は、小学校低学年では75%、小学校中学年になると、子育て世帯の80%を超えています。また、「ひとり親と子ども世帯数」も、年々増加傾向にあります。本市においても、放課後児童クラブが定員を超えて受け入れられているという現実を否めません。



核家族化の進行と、就業に関する考え方や労働環境の変化に伴い、今では、共働きはごく普通のライフスタイルです。平成7（1995）年には、「共働き世帯」と「専業主婦世帯」が、約900万世帯の同数だった頃より、「共働き世帯」は増加をたどる一方、「専業主婦世帯」は減少となり、厚生労働省の国民生活基礎調査によると令和3（2021）年では、「共働き世帯」は1,177万世帯、「専業主婦世帯」は458万世帯となりました。特に「子どもがいる共働き世帯」は、小学校低学年では75%、小学校中学年になると、子育て世帯の80%を超えています。また、「ひとり親と子ども世帯数」も、年々増加傾向にあります。本市においても、放課後児童クラブが定員を超えて受け入れられているという現実を否めません。

一方、放課後子ども教室は、すべての子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

低学年における学習習慣の定着は、確かな学力への礎となります。地域学校協働活動の下での、放課後子ども教室では、地域住民が環境学習、防災学習等を通じて地域を支える活動や、まちの歴史・文化を学ぶ体験活動等、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。低学年における学習習慣の定着は、確かな学力への礎となります。地域学校協働活動の下での、放課後子ども教室では、地域住民が環境学習、防災学習等を通じて地域を支える活動や、まちの歴史・文化を学ぶ体験活動等、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

地域における子どもの安全確保を図ることは、地域における教育力を考える上で必要不可欠なことであり、地域の大人の協力を得て、防犯ボランティア活動を一層推進することもできます。

地域の教育力の向上に果たす文化・スポーツの役割も重要であり、地域における伝統文化の継承等の文化活動や、誰もがいつまでもスポーツ活動に親しむことができる環境の整備等もさらに推進することができます。

放課後児童クラブ（学童）と、放課後子ども教室の両事業を、小学校内で一体的に実施することで、清須市全体の教育力の向上が見込めます。

（6）「こども基本法」「子ども・若者育成支援施策の総合的推進」について

令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」が設立され、「こども基本法」が施行されました。

「こども家庭庁」は、こども政策をさらに強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む新たな行政組織として創設されました。こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とし、こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実を図り、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携して、こどもの健やかな成長を保障するとされています。

#### 目的

#### 「こども基本法」

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

#### 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

基本的施策として、

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保等が掲げられています。

こども施策についてこどもの意見を聞くためには、政策課題に応じて適切な機会の設定が必要であるとともに、それは必ずしも学校教育だけで達成されるものではなく、学校・家庭・地域のより一層の連携・協働が必要となります。その一役を担うことができるのが、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）であり地域学校協働活動であると考えています。

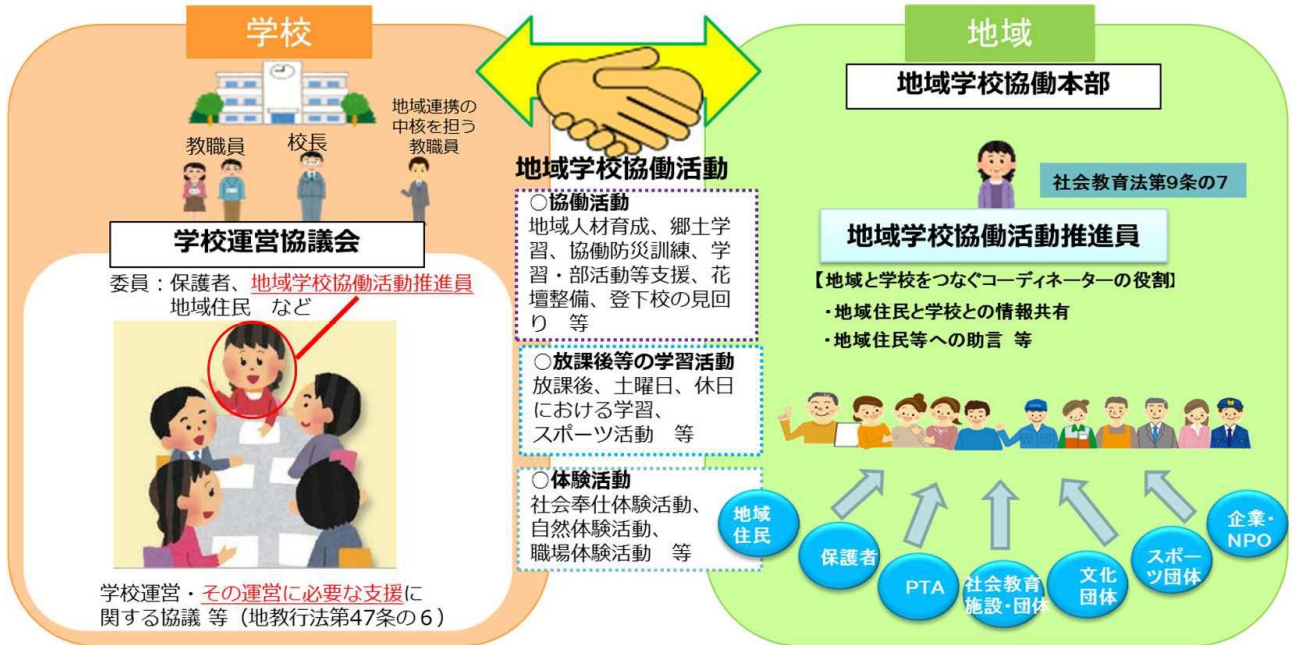
### 清須市のまちづくりの基本理念・・・「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」

「清須市第2次総合計画」の基本理念に基づき作成された「清須市教育大綱」「清須市生涯学習推進計画」のもと、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することを目指します



#### 4 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的推進について

・学校運営協議会は、地方教育行政法第 47 条の 6 に基づき、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みとして設置されるものです。地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が機能することにより、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、幅広い地域住民の参画により、子どもたちの成長を支える活動の活性化につながる等、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されています。



・平成 27 (2015)年 12 月の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プランを踏まえ、平成 29 (2017)年 3 月に地方教育行政法が改正され、学校運営協議会において、学校運営に関する協議のみならず、学校が必要とする支援についても協議することとなったほか、地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う方を委員として追加する等の制度の見直しが行われました。

・地域学校協働本部が学校運営協議会と効果的に連携することにより、以下のような効果が期待できます。

- 学校運営の改善と連動した地域学校協働活動の推進
- 地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制の確立
- 子どもの教育に関する課題や目標等の共有による当事者意識の高まり

・地域学校協働本部と学校運営協議会が整備・設置され、両輪となって、地域と学校との連携・協働が推進されていくことが望まれます。両者が円滑に連携し、両者の機能を効果的に高めていくため、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加する等、普段からコミュニケーションや情報共有を行うことが重要です。

##### (1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組みです。

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することを目指します。
- ・今年度より、本市すべての小中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について話し合いを始めていきます。

##### (2) 地域学校協働活動の実施

学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、地域の様々な方々の参画を得て、学習支援や体験活動等の取組を実施するとともに、学校と地域とが連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組みます。

地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指します。

## 5 コーディネート機能

地域学校協働活動は、平成 29(2017)年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動等の措置を講じることとされています。また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定が設けられました。

今年度は、統括コーディネーターと地域コーディネーター12名、サブコーディネーター11名、計24名が「地域学校協働活動推進員」として委嘱されました。コーディネート機能をさらに充実させていくためには、コーディネーターが、組織的にチームとして機能することが重要であると考えています。コーディネーター会議や研修会等の機会を設けスキルアップに努めコーディネート機能を充実していく予定です。また、各学校2名以上の配置を目指し、引き続きコーディネーターの増員に努めます。

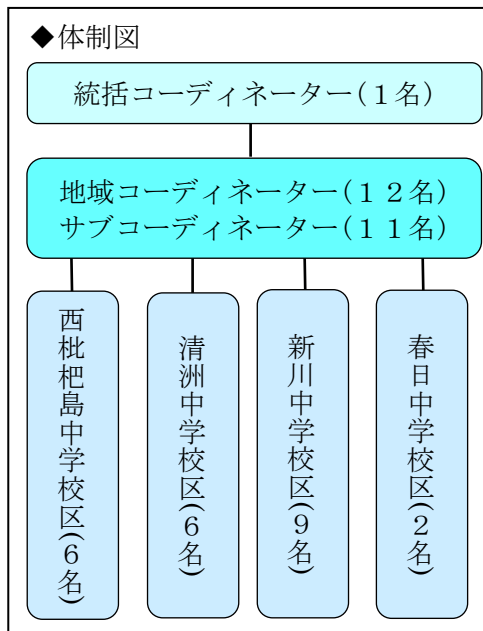
本市における地域コーディネーターは、特別な資格を有するものではなく、元PTA役員や学校支援ボランティアとして学校に関わる中で、人望の厚いボランティア精神のある方々に、コーディネーターを引き受けていただいております。設立当初より関わっているコーディネーターもいれば、今年度からコーディネーターとして活動される方もいます。

ボランティアのリーダーを引き受けたつもりが、いつの間にか「地域学校協働活動推進員」という肩書がつき戸惑いもあります。しかしながら、一人一人の献身的な支えがあってこそ本市の地域学校協働活動は成り立っています。地域と学校、学校とボランティアを緩い形でまとめあげるために必要な人材です。

活動開始から16年。地域学校協働活動の取り組みは学校と強い信頼関係で結ばれ、多様な活動に発展しています。今年度から始まるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)には、地域学校協働活動推進員12名が、運営協議会メンバーとして参画します。その中で、新しいつながりが広がることを大いに期待しています。また学校支援ボランティアの活動も、学校単位ではなく中学校区単位での活動と、市内全域での活動の2種類を主とすることによって地域学校協働本部が市に一つという特性を最大限活かす取り組みを進めてまいります。持続可能な活動となるように、地域コーディネーターを若い世代に引き継いでいくことも念頭にいれながら、それぞれのライフワークに合わせたコーディネートを目指していきたいと考えています。

令和5年度の愛知県教育委員会主催コーディネーター等研修会参加予定

- ① 7月7日(金)    ② 7月18日(火)    ③ 7月25日(火)    ④ 8月9日(水)  
⑤ 8月30日(水) 半日    ⑥ 9月6日(水) 半日    ○ フォーラム 8月23日(水)



## 6 多様で、継続的な活動の推進

### (1) プログラミング教育への支援

平成 27(2015)年度より、愛知県委託事業「シニア地域デビューモデル事業」において、取り組んだビジュアルプログラミング言語「ビスケッ」を用いたプログラミング学習を継続的に推進していきます。今年度も、昨年度に引き続き、土曜子ども教室(サタデーキッズ)にて、開催予定です。

### (2) 「にしばわくわくプラザ」の開催

すべての子どもたちが、それぞれの輝く未来に向けて、夢と希望を持って成長できるよう、「学び」「食」「あそび」の3つを1つの事業として展開していくことで、地域にある様々な機関・団体等や、世代を超えた地域ボランティアと連携を図ることができ、子どもを中心とした地域の絆づくりへと発展させることができると考え、地域コミュニティの場所をつくることによって、

子どもから高齢者まで誰もが参加できる地域の居場所づくりを目指す「にしびわくわくプラザ」を開催します。

①幼児期からの、発達段階に応じた「学び」の場の提供

学習支援については、学校支援ボランティアの中から特に、リーダーとして教員 OB に依頼。

幼児については、子育てネットワークわくわくに依頼。

②「食」の提供とともに、親子と地域をつなぐ居場所の提供

食事の提供については、地域ボランティアグループ「にしび友愛給食会」が主となり、千春会や、ボーイスカウト等、地域の多様なボランティア団体に協力を依頼。

③絵本の読み聞かせや、コンサート、茶道教室、プログラミング教室等、多様な文化や、運動等の機会の提供。

プログラムを実行する上で、学校支援ボランティア、地域ボランティア、スポーツ推進員等へ協力依頼することにより、地域との協働体制の礎となります。

「にしびわくわくプラザ」は、地域における「第三の居場所」としての機能を持ちたいと考えています。全国的な居場所拠点拡大に向けた機運を捉え、子どもの包括的支援体制を確固たるものにしていくためには、子どもと「つながり続ける」「支え続ける」あり方を模索し続ける必要があります。

第三の居場所とは、家庭でも、学校でも職場でもない、第三の居場所で、カフェや、コミュニティセンターや図書館、公園や広場等創造的な交流が生まれるような心地良い場所を指します。子どもだけでなく、大人にとっても、必要な場所となることを目指します。社会的居場所の中で、地域との結びつきを重視し、「ふれあいの居場所」を「地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、主体的に関わることにより、自分を生かしながら過ごせる場所。そこでのふれあいが、地域で助け合うきっかけにつながる場所」が、必要であると考えています。多世代が自由に往来し日常的に顔をあわせるなかで、それぞれが社会的役割を見出すあるいは確認できる場所であり、地域コミュニティの活性化につながります。

地域コミュニティの活性化によって、近隣住民同士のつながりが生まれ、防災意識向上や災害時に備えた準備喚起等を促すことができます。同じ地域に暮らす人同士が「共同体意識」を高めることで、その土地に愛着を持ち定着したり、高齢になっても安心して生活できる場所がつくられていきます。自分らしくいられるコミュニティを増やすことは、自分自身のライフスタイルを見直すきっかけにもなるでしょう。

現在の「にしびわくわくプラザ」は、単発的なイベントの開催に留まっていますが、将来的には、常設とし子どもたちが安心して過ごせる環境を整え、子どもや若者の声を聞きながらいろいろなニーズや課題を抱えた子ども等、すべての子どもが安心できる居場所を作っていくことを目標にしています。

(3) にしび夢のかけ橋実行委員会による「クロガネモチの木応援プロジェクト」

西枇杷島小学校のシンボルツリーであり、本市の天然記念物であるクロガネモチが、衰えはじめたことから、樹木の回復をめざし、持続的に活動し木を守っていくことになりました。西枇杷島小学校の卒業生が関わっていることもあり、このプロジェクトを通じて、今まで小学校と疎遠になっていた地域の方々が、学校に興味を持ってくださることにより、学校支援ボランティアとして、継続的な支援を申し出てくださいしています。地域学校協働本部としては、地域と学校が、クロガネモチを通して結びつくことに意義があると考え、継続的に協力していきます。

令和 2 年度より、この活動を形となって残すため、クロガネモチの葉や枝から染色液を作り、6年生の卒業記念として「クロガネモチ染め」に挑戦しています。今年度も継続していく予定です。

(4) 「おはなしぱびぷぺぼ」おはなし会の開催

読み聞かせボランティア「おはなしぱびぷぺぼ」は、清須市学校支援地域本部が、養成講座を開催し養成したメンバーで構成されています。メンバー構成年齢が、40 才代～80 才代までと、幅広く、小学校での読み聞かせだけにとどまらず、幅広いボランティア活動を続けています。

- ・西枇杷島児童館でのおはなし会(親子対象)…毎月 1 回
- ・清須市立図書館でのおはなし会(親子対象)…毎月 1 回
- ・桃栄児童館でのおはなし会(小学生対象)…毎月 1 回
- ・「西枇杷島小学校放課後子ども教室」でのおはなし会…毎月 1 回



- ・「新川小学校放課後子ども教室」でのおはなし会…毎月1回
- ・「古城小学校放課後子ども教室」でのおはなし会…年数回
- ・各小学校における読み聞かせ活動の補助

## 7 学校における学校支援ボランティアの継続的な活動

### (1) 読書活動推進の支援

「読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成12年(2000年)を「子ども読書年」とすることとする。」衆参両議院本会議において、『子ども読書年』とする決議が採択されました。

これを受けて、古城小学校では平成14(2002)年に保護者による読み聞かせグループ「HAPPY×2(はっぴいはっぴい)」が誕生しました。その後、清洲小学校「プラタナス」清洲東小学校「びっくりばこ」等の読み聞かせグループが立ち上がり、平成20(2008)年以降、学校支援地域本部事業として、西枇杷島小学校「smile(スマイル)」星の宮小学校「星のしずく」が、活動を開始しました。読書推進は、読み聞かせだけではなく、本の修繕や図書室の整備等の活動があります。西枇杷島中学校、清洲中学校、新川中学校、春日中学校、春日小学校、新川小学校、桃栄小学校においても、定期的な図書整備が学校支援ボランティアによって行なわれており、市内全小中学校において、PTA活動との協働、連携も進み、読書活動推進のための支援体制が整いつつあります。

今年度は、図書の扱い方、修繕の基本についてのチラシを作成し、PTA総会時に配布いたしました。コロナ禍で、ボランティア同士の交流が希薄になり、基本的なことが周知されなくなったためです。清須市地域学校協働本部の重要な連携先である清須市立図書館とともに、「清須市の子どもたちには、本を大切に作る心」を持ってもらうこともまた読書活動推進の支援のひとつと考えています。各学校においても、継続的に図書修繕講座を開催していきたいと考えています。

新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、読み聞かせを再開する学校が増えることも考えられるため、今年度は、コロナ禍以前に進めていた小学校での読み聞かせボランティアの方々を対象とした「読み聞かせ講座」を再開させボランティアのスキルアップにも、取り組んでいく予定です。

本市における学校支援地域本部事業は、清須市立図書館開館以来、図書館と連携し公立図書館の資料を市内の学校に貸し出す活動にも力を入れてきました。清洲中学校「きよ丸文庫」西枇杷島中学校「きずな文庫」西枇杷島小学校「クロモッチーLibrary」が、先駆者的存在ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等によりボランティア活動が制限され、学校図書館にも自由に入出できない子どもたちに何とかして本を届けたいという思いでスタートしたのが「学校配本」です。市内全ての小中学校への貸し出しを開始して今年で3年目となります。

今年度も、図書館連携「学校配本」については、「読書支援」と、「授業用貸出支援」を、2本の柱として展開していきたいと考えています。

◎「読書支援」については、図書館にて中学校用575冊小学校用600冊を予めセットとして、準備しており、年間配本スケジュールに基づき、赤帽(通称)より配送されます。

今年度より、教育支援教室への配本も開始予定です。

※赤帽…全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会に所属している、軽トラックを使った運送業者

○中学校4校 25冊セット×6箱 150冊

西枇杷島中・清洲中・新川中・春日中・教育支援教室(ふれあい教室)					
配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
① 4/27(木)	6/28(水)	③10/5(木)	11/29(水)	⑤2/7(水)	3/22(金)
② 7/5(水)	9/27(水)	④12/7(水)	1/31(水)		

※清洲中学校「きよ丸文庫」西枇杷島中学校「きずな文庫」として活動

※新川中学校にて、学校配本にボランティアが係わる活動を検討中

※春日中(25冊×3箱)②配送無し

※教育支援教室(25冊×2箱)

○小学校 25冊セット×6箱 4校を1グループとして、2グループで、配本

★ 清洲・清洲東・桃栄・星の宮		☆ 西枇杷島・古城・新川・春日	
配本日	返却日	配本日	返却日
① 4/26(水)	6/6(火)	① 6/13(火)	7/27(木)
② 8/30(水)	10/25(水)	② 11/2(木)	12/22(金)
③ 1/11(木)	2/15(木)	③ 2/22(木)	3/22(金)

※清洲小(25冊×9箱) 桃栄小(25冊×3箱)

※西枇杷島小②のみ7箱 桃栄小③のみ4箱

※清洲小特別支援学級への配送を検討中

低学年・中学年・高学年セットを配本予定

学校名	セット内容①	セット内容②	セット内容③
清洲小・西枇杷島小	高学年(5.6年)	低学年(1.2年)	中学年(3.4年)
清洲東小・古城小	低学年(1.2年)	中学年(3.4年)	高学年(5.6年)
星の宮小・新川小	中学年(3.4年)	高学年(5.6年)	低学年(1.2年)
桃栄小・春日小	高学年(5.6年)	低学年(1.2年)	中学年(3.4年)

◎「授業用貸出支援」については、地域コーディネーターが、学校からのリクエストをより具体的に聞き取り、要望書を作成いたします。

① 1学期の配本→リクエストの受付は、4月中旬頃まで。

2学期の配本→リクエストの受付は、6月末頃まで。

3学期の配本→リクエストの受付は、12月末頃まで。

② 小学校「修学旅行調べ学習用」配本について 基本セット30冊(清洲小60冊)

配本日	返却日	学校名
4/26(水)	6/13(火)	西枇杷島小
8/30(水)	9/27(水)	古城小・清洲東小・新川小・星の宮小
10/5(木)	11/2(木)	桃栄小・清洲小・春日小

地域学校協働本部と清須市立図書館の協議により、地域学校協働活動事業については、赤帽を利用して図書館を学校に届け、返却の際には赤帽が学校に取りに行くことができるようになりました。先生方の要望を地域コーディネーターが細かく聞き取り、図書館につなぐというシステムです。

本来であれば、学校図書館の蔵書数が増える。あるいは清須市立図書館の蔵書数が増え、各学校の要望に速やかに応えられる体制を整えれば必要のない事業であると考えますが、電子書籍という新しい形が急速に広がっていることや限られた予算を鑑み、今できることを最優先とし、地域学校協働本部としては、学校側の負担がないよう配慮しながら、全ての学校の先生方に広く知っていただき活用していただきたいという思いで進めています。

まだ3年目の新しい事業です。昨年度までは、地域コーディネーターにも多大な負担を強いることになりました。今年度は、地域コーディネーターの負担を軽減させることを重点ポイントと考えて活動していきます。

(2) 防災教育推進支援

①大型紙芝居「忘れない東海豪雨」の実演

桃栄小学校(9/7)、古城小学校(9/12)、西枇杷島小学校(9/29)において実演予定

②防災訓練の補助

西枇杷島中学校にて3月中旬実施予定

(3) その他の支援

・PTA総会・懇談会時の1年生の預かり事業

西枇杷島小学校、清洲小学校、清洲東小学校にて実施いたしました。

・西枇杷島中学校、清洲中学校では、1年生家庭科の「幼児の生活と家族」の単元で実施する「幼児ふれあい体験学習」の活動支援として、日程調整、事前学習と当日実習の引率等を予定しています。

西枇杷島中学校(10/16・20・23・25)第一幼稚園へ訪問予定

清洲中学校(日程未定)花水木保育園、朝日保育園等へ訪問予定。

- ・清洲中学校では、吹奏楽部演奏会当日の、楽器の搬入や搬出を行う予定です。
- ・新川中学校では、毎月行われるあいさつ運動に継続的に参加いたします。
- ・新川小学校では、1年生の給食の見守りボランティアをおこないました。また、プールの見守りを予定しています。
- ・清洲小学校では、身体測定、視力検査、内科健診、耳鼻科健診、就学時健診、プールの付き添いと補助・町たんけん引率補助、学校公開や運動会での保護者受付を予定しています。
- ・清洲東小学校では、週末の植木鉢の水やり作業、家庭科調理実習、ミシン実習補助、町たんけん引率を予定しています。
- ・星の宮小学校では、校外学習の見守りや水泳時の見守り、家庭科ミシン実習補助、除草作業等を予定しています。
- ・桃栄小学校では、調理実習の補助を行う予定です。
- ・春日小学校では、除草作業を継続して行っており、今年度は、プールの見守りを予定しています。
- ・小学5年生対象の野外学習の当日支援を、ボーイスカウトの方々に依頼されている小学校が数校あります。キャンプファイヤーの槇組立て等、専門的知識を持ったボランティアの指示の下、学校支援ボランティアが補助することにより、支援を希望するすべての小学校での支援が可能となるように、昨年度より、ボーイスカウトの方々と連携しています。今年度は、カレー作り等の補助に地域学校協働本部が直接支援ができるかどうかの検討を始めました。各学校の希望にできるだけ寄り添える支援を目指してまいります。

## 8 おわりに

地域学校協働本部の整備にあたっては、従来の学校支援地域本部を基盤とし、地域が学校・子どもたちを応援・支援する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けて取組を推進し、個別の活動を、総合化・ネットワーク化し、組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要とされています。このためには、活動に関わる地域住民や学校が、どのような将来構想のもとにそれぞれの活動を実施しているのかを把握し、総合的な視点による活動を推進することが大切です。

地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を推進し、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、

1. コーディネート機能
2. 多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
3. 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

の3要素を必須とすることが重要とされています。

本市における学校支援地域本部事業は、「読書活動推進の支援」と「防災教育」を、大きな2本の柱として、またこの3要素に着目し活動してまいりました。地域学校協働本部事業に移行した現在も継続して活動していく予定です。

平成31(2019)年1月に取りまとめられた中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において、学校における働き方改革を進めるに当たっては、「社会に開かれた教育課程」の理念も踏まえ、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）とともに、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を進めながら、学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化を図ることが大切であるとされました。

教師の長時間勤務の是正は待ったなしの状況であり、文部科学省や地方公共団体において、制度的な障壁の除去や学校環境の整備、慣行的に進められてきた取組の見直しの促進等、学校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校における働き方改革を強力に推進する必要があります。こうした点を踏まえ、

- ①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- ②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③学校の組織運営体制の在り方



④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

これら5つの施策について学校における働き方改革を推進し、それぞれの立場で、それぞれができることに積極的に取り組むことが必要だと考えられています。

- |   |
|---|
| i) 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく学習指導                       |
| ii) 児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導・進路指導                    |
| iii) 保護者・地域等と連携を進めながら、これら教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な学級経営や学校運営業務 |

②の「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」については、基本的考え方として、学校が担うべき業務を大きく3つに分類しています。

これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に議論すべき代表的な業務について、法令上の位置付けや従事している割合、負担感、地方公共団体での実践事例等を踏まえつつ、

- ・これは、本来は誰が担うべき業務であるか
- ・それぞれの業務について、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか

の2点から、必要な環境整備を行いつつ、中心となって担うべき主体を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立って、個別具体的に検討が進められました。

授業以外に全国の学校で共通して行われている業務の多くは表の①～⑭のいずれかに分類されますが、このほかにも各学校や地域の置かれた状況、各学校の教育目標・教育課程に応じて、様々な業務が発生することが考えられます。①～⑭の各業務についての整理を踏まえた上で、教師が専門性を発揮できるか、児童生徒の生命・安全に関わるかといった観点から、中心となる担い手を地域学校協働活動に積極的に移していくとともに、必要性が低下し、慣習的に行われている業務は、業務の優先順位をつける中で思いきって廃止していくことが求められています。学校及び教師が担う業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律にこれまでの業務を削減したりするものではなく、学校における働き方改革の目的を踏まえ、教師や子どもたちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分する中で、社会との連携を重視・強化するものです。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

平成30（2018）年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」ことが示されました。その後、平成31（2019）年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と答申されました。令和4（2022）年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁に設置した部活動の地域移行に関する検

討会議から各提言が示され、平成 30(2018)年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、令和 4(2022)年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として全面的に改定されました。中学生の部活動については、「地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める」とされ、「段階的・計画的に取り組むため、令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの 3 年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指します。」とされています。

地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられます。

① 市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体等多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。と、具体的に「地域学校協働本部」や、「学校運営協議会」が、明記されています。

学校部活動の地域移行は、「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものです。中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動等、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にあり、少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待されます。学校部活動から地域部活動への転換は、子どもたちにとっては、活動の幅が広がり様々な価値観を持つ人との交流の中大きく成長できることが期待できます。

こども家庭庁が推進する「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態 (Well-being) で成長」できるようにするための「子どもの居場所づくり」においても、家庭でもない学校でもない第 3 の居場所づくりが地域に求められています。

地域学校協働活動の推進を通じて、地域の未来を担う人材を育成し、学びと社会参画の好循環を生み出すことは、地域全体の教育力を強化し、持続可能な地域社会の発展や活性化を推進するための大きな原動力となります。

多様で継続的な活動を進めるために大切にしたい地域学校協働活動ですが、具体的にはどのように推進していけば良いのか、本市においてはまだまだスタート地点に立ったにすぎません。

推進するための大きな要素として、

- ① コーディネーターの人材の開拓と確保。持続可能な推進体制による地域と学校の連携システムの構築
- ② 地域住民、保護者、地域組織や企業、行政機関、職員等への普及・広報・啓発活動の促進
- ③ 地域住民の理解とボランティア等の協力者への絶え間ない人的組織的資源の開拓
- ④ 子どもの育ちの課題に寄り添い地域の特性を生かした協働プログラムの開発
- ⑤ 住民参加型コミュニティ・スクール等の「チーム学校」への発展等が考えられています。

そのような要素は、地域と学校の相互信頼や努力によって成果を上げることができるものであると言われています。また、子どもや保護者、ボランティア、公民館等の社会教育施設、学校が協働活動の成果を共有する互酬的な関係づくりも大切な要素です。

- ① 地域と学校がともに課題と目標を共有しその解決のためにも行動すること。

- ②協働活動のビジョンを明確に示して、透明性のある開かれた組織運営に努めること。  
③協働活動を出発点にして、地域の活性化やまちづくりに発展させる等、活動の更なる進化を意識した取組を行うことが求められます。

まちづくりへの発展を意識した協働活動のプログラム開発は、常に新鮮で多様性に満ちた活動を継続的に進めるために大切な視点です。まちづくりと捉えなおすことで新たな教育資源を発掘することが可能になり、協働活動のマンネリ化やステレオタイプ化を脱出して、多様なスキルを持つボランティアの参加の輪を広げ、より創造的で魅力的なプログラム開発へと実を結ぶことができると考えられます。

学校における働き方改革や、PTA 活動の在り方、部活動の在り方等、課題は山積みです。すべてが地域学校協働活動が担うべきものではありませんし、行政部局がどのような位置づけに地域学校協働本部を置くかによっても活動は限られます。しかし、地域学校協働活動が円滑に行えることこそが様々な課題解決の近道のような気がします。

地域学校協働活動を推進することは、前例のない事業となります。様々な機関・関係者が連携協力しながら取り組んでいかなければなりません。目に見えた成果がすぐに表れるものでもありません。地道な活動を続けることにより、10年後20年後を見据えた持続可能な活動となるように、各学校との連携を強化し、地域づくりの基盤となるよう、子どもたちの成長を支える一役を担っているような体制づくりに努めていきたいと考えています。

また、地域学校協働活動を支える拠点づくりも必要です。地域学校協働活動を支えるボランティアと活動の場を結びつけるコーディネート機能は、ますます重要となることでしょう。地域学校協働本部やボランティア活動支援センター、あるいはこれに代わる推進拠点等がコーディネート機能を担う要となる拠点づくりに向けても、体制づくりとともに、進めていきたいと考えています。